

(論文内容の要旨)

本論文は、19世紀中葉から1920年代にかけての中国、日本との不平等条約改正問題をめぐり、イギリスの政策を検討することにより、イギリスが近代主権国家秩序をいかに東アジアに敷衍、維持しようとしたかを明らかにするものである。

序章では本論文の問題設定と先行研究の紹介及びその問題点が指摘される。まず、19世紀中葉以降、イギリスが東アジアでの自由貿易の普及を図り、近代主権国家秩序のこの地域への拡張を推進する国家戦略をとり、不平等条約をその重要な手段としたことが確認される。その上で、この時期のイギリスと東アジアの関係を扱った先行研究を整理し、当時のイギリスの政策決定者が対中、対日政策を密接に結びつけて捉えていたにもかかわらず、先行研究は不平等条約問題に関して対中、対日政策を単一の視点に収めてこなかった点を指摘し、関税問題に焦点をあてて対中、対日政策を併行して取り扱うことを意義づける。

第1章は、アロー号戦争から天津条約締結に至る時期の分析を踏まえ、イギリスの主導によって19世紀中葉の東アジアに導入された階層的な主権国家秩序の性格を論じる。この時期のイギリスの砲艦外交は東アジアに対するイギリス人の両義的な感情、すなわち、東アジアに法の支配の貫徹を求める啓蒙主義的な動機と、ヨーロッパの優位を当然視し自らの通商利益の拡大を目論む利己的な野心とによって支えられていたが、両者の共同作用の結果として導入された、東アジアにおける階層的な主権国家秩序が、中国、日本に対して不平等条約の受け入れを求める一方で、「文明の基準」に照らした段階的な条約改正を経由して列強との対等性を獲得する道も残すものであったことが示される。

第2章は、1902年の改正天津条約（通称マッケイ条約）と同年の日英同盟の締結過程の分析を通じて、19世紀末の中国の弱体化と日本の台頭へのイギリスの対応を明らかにする。イギリスの東アジア政策は中国の統一と独立を前提としており、列強による中国の植民地化を回避すべく、中国の領土保全に対する国際協調の確保と清朝中央政府の財政基盤の強化を図った。中国に対して、関税収入の増加による中央政府の財政基盤の強化と地方－中央関係の再編と同時に、自由貿易の徹底によるイギリスの通商上の利益伸張を目指したマッケイ条約の締結を図ったが、条約締結の前提となる列強協調の実現に失敗し、マッケイ条約の重要な要素であった協定関税率引き上げは実施されなかった。他方、日英同盟の締結はロシアの牽制を目的としていたが、その前提として、法権回復や日清戦争での勝利等によって、イギリスが「文明の基準」に応じて対日評価を転換し、日本を東アジアにおけるジュニア・パートナーとして位置づけたことがあった。

第3章は、日本が関税自主権の回復を要求した1911年の日英通商航海条約改正を扱う。日露戦争の勝利と韓国併合により、列強としての自負を深めた日本は、協定関税の廃止による税権回復にもイギリスの理解が得られると予想していたが、イギリスでは通商関係者の反発に加え、対日条約改正問題が英国内の自由貿易をめぐり論争と結びつけられ、イギリス政府が日本に税率増加と引き

換えに協定関税の維持を求めたことで対立が生じた。この対立は、日本が財政上の利益と良好な日英関係の維持を優先させ、協定関税の維持に応じたことで解決されたが、税権回復問題は、東アジアにおける自由貿易の維持と東アジア諸国による主権国家としての地位獲得の間に生じる齟齬を明らかとし、日本に「文明の基準」の公平性に対する不信感を抱かせた。

第4章は、1925年の北京関税特別会議から1928年の英中関税条約締結に至る過程を扱う。第一次世界大戦後、民族自決権思想が登場し、東アジアの階層的秩序は大きく動揺することになった。当初イギリスは列強協調による危機の打開を図ったが、1925年に開催された北京関税特別会議では列強協調の限界が明らかとなり、更に北京中央政府の崩壊によって会議は無期延期となった。この段階でイギリスは1926年12月にいわゆる12月メモランダムを発表して中国と単独で関係改善を図る方針転換を行い、その結果、1928年には国民党政府との間で関税自主権を承認する中英関税条約が締結された。この過程は、イギリスが中国ナショナリズムを宥和しつつ帝国権益の維持を図る利益を認知したことと同時に、中国における反英ナショナリズムの背後にソ連の影響を感じ取っていたイギリス指導者が帝国全体の安全保障の観点を優先させたことを示していた。このことは、イギリスが不平等条約に基づく自由貿易体制の維持よりも、中国に主権国家としての資格を認めることで「強い中国」実現に対する期待を優先させたことを示す。

結章は、まず、論文全体を通じて階層的秩序としての東アジア秩序の変容過程においてイギリスが果たした役割を要約する。不平等条約を基礎とする自由貿易秩序と近代主権国家秩序の導入には潜在的な矛盾があったが、20世紀初頭までは「文明の基準」という枠組みがこの矛盾の表面化を防いでいた。しかし日本の主権国家としての台頭や中国ナショナリズムの強化はこの矛盾を明らかとし、最終的には、民族主権平等の原則に基づく主権国家秩序へと移行することになった。最後に、この時期のイギリスの東アジア政策が抱えた問題は、主権国家秩序とグローバルな国際秩序の運営の間に今日存するディレンマにも共通するものであることが指摘され、全体が締めくくられる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、イギリスが19世紀中葉に東アジアに進出して以降1920年代までの間、中国及び日本との間に結ばれたいわゆる不平等条約の改正問題、とりわけ税権問題にいかに対応したかに着目することで、イギリスがこの期間の東アジア国際秩序の変容にどのような役割を果たしたかを実証的に解明しようとする。

日本の条約改正問題については日本外交史研究において巨大な蓄積があるし、英中間の条約に関してもかなりの研究がなされている。しかし本論文は主にイギリスの東アジア政策に関する一次史料を改めて調査し、分析するという外交史的手法に則りつつ、国際秩序論という理論的観点から条約改正問題を再検討し、その文脈においてイギリスの対日、対中政策を比較し、また両者の相互連関をも意識した点で独創性を有する研究であると言える。

この点を敷衍するならば、本論文の分析視角は、基本的にいわゆる英国学派の「国際社会論」の延長線上にあり、同学派の研究の中でも「国際社会の拡大」問題への関心を踏まえている。しかし本研究は、条約改正問題中에서도関税問題という比較的技術性の高い問題に着目し、かつイギリス、日本、中国の国内事情にも目配りすることで、従来の英国学派が捉え切れていなかった当時の東アジア国際秩序に内包されていた問題点を明らかにしている。すなわち、イギリスは自らの通商利益と文明的使命感から、日本、中国といった諸国の文明国化すなわち近代国家化を期待する一方で、西洋のアジア諸国への文明的優越を当然視し、また、条約の不平等性から生じる通商上の利益を保護したいという希望も抱いていたのであり、当時の東アジア国際秩序はこの矛盾を反映するものであった点である。この矛盾は近代主権国家秩序に内包されていた文明的階層性、すなわち「文明の基準」によって主権国家間の対等性と主権国家・非主権国家間の非対等性を正当化する論理によってかろうじて調停されていたに過ぎないのである。

本論文は、まず日本の近代国家化、「文明の基準」の達成によって、更には中国の民族主義の台頭による国家的統一の気運によって、税権問題が争点となり、イギリス政府が安定した統治を実現する東アジア国家の登場を評価しつつも、通商上の利益の確保を目指す国内世論にも配慮しながら条約改正を実現した過程を詳細に跡づけ、もって東アジア国際秩序の階層的な段階から水平的な段階への移行過程を描き出すことに成功している。

ただし、本論文はいくつかの課題を残してもいる。イギリス外交における対日、対中政策の相互関係については分析が浅く、分析される一次史料もイギリス外務省極東局のものが中心となっており、イギリス政府全体の政策分析を行うには十分でない。また、第一次世界大戦以降に重要性を増したアメリカやソ連の政策についての言及が少なく、また、税権問題に焦点を絞っているため、不平等条約改正問題の全容には迫り切れていない点も指摘せざるを得ない。

しかしこれらは今後の課題として更なる研究の進展を期することができる点であり、本論文が歴史的、理論的方法を駆使して19世紀中葉から1920年代にかけての東アジア国際秩序の変容過程を明らかにした独創性は既にして高水準の学術的業績として十分に評価することができる。

以上の理由から、本論文は博士(法学)の学位を授与するのにふさわしいものと認められる。

なお平成21年2月9日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。